

(第8回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ

エチオピア (4) なぜ慣習婚について聞くのが法人類学なのか (法人類学とは①)

2025年4月

One Asia Lawyers Group

原口 侑子 (日本法)

ロンドンを拠点にアフリカの法と人類学の研究をしている私は、エチオピアの首都アディスアベバに住む20代の若い女性に話を聞きながら、アムハラ族（エチオピア第二の民族）の結婚を例に、アディスアベバの現代の結婚がどのように実施されているかどうかを探っていた。エチオピアでは結婚の選択肢は、市役所でサインをする民事婚、民族のしきたりにのっとって結婚する慣習婚、エチオピア正教の教会であげる宗教婚、さらに事実婚と、4タイプある。彼女らは「アディスアベバでは慣習婚は流行っていない」と言い、「なぜなら民族をまたがる結婚が多く、都市部では慣習は力を持っていないから」「世代が下れば下るほど、父母や祖父母が田舎で従っている慣習に従わなくてよくなるから」という理由を聞かせてくれた。

さて、そもそもなぜ彼女らの間で流行っている婚姻スタイルについて聞くのが「法人類学」という学問なのか。

そもそも法人類学とは何なのか。簡単に言えば法規範と社会文化の交差点の研究である。そもそも人類学（文化人類学・社会人類学）とは人間を基準に文化や社会慣習をひも解く学問で、一定の場所に身を置いてその地域・人々を観察する「エスノグラフィー」という手法によって、その背後にある世界を研究する。その中で法人類学（または法と人類学、Law and Anthropology）とは研究の対象を法規範や法制度、紛争解決に置き、個人やコミュニティの視点から、「強制力のある社会的、政治・経済的規範」を研究する学問である。

世界各地の「法」が、どのように作られ、利用され、そこに住む人々の暮らしに影響を与えていくか。それを人の生活を観察しながら調べる法人類学は、法多元主義や紛争解決研究、法と権力の研究、人権研究などと形を変えながら、欧米では100年にわたって研究分野として確立してきた。

ここでの「法」とは法令検索で出てくる法律や条例のみに限定されているわけではない。国民国家が作った西洋型の制定法は「法」の中の一部であり、文字で書かれた法律の条文以外も「法」になりうる。そもそも世界にあるのは文字で書かれた成文法だけに沿って法秩序が成り立っている国ばかりではない。アフリカの首長や長老のルールも、日本の町内会のルールも、「法」であるし、ということは町内会も、首長や長老たちも、広義の「法機関」になりうる。

西洋型の文字の「制定法」に沿って法律を考える場合も、なぜその文字が個々人の行動に影響を及ぼしているか、その文字がどのように執行されていて、どのように人々がその文字の帰結をイメージしているか、それらもひっくるめて「法」である。条文だけではなく、慣習も広い意味での法である。解釈にあたって社会の慣習を使うのは日本も同じである。

慣習法の研究というのも、国家法の枠の外にある秩序を研究する学問であり、「法人類学」の一部である。たとえば慣習に従って結婚する不文律—慣習婚—がそれにあたる。エチオピアで会った女性たちが行ったり、行わなかったりしている慣習である。

(次回へ続く)

(参考)

Moore, S F. 2005. Law and Anthropology A Reader, Blackwell Anthologies.

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

＜著　者＞

	<p>原口 侑子 One Asia Lawyers Group／弁護士法人 One Asia 日本法弁護士 2008年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A 案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。 また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界 30 カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。 現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院（University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)）（https://www.soas.ac.uk/）（社会人類学修士課程）に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。</p>
---	--